酒井事務所ニュース NO.279

社会保険労務士法人酒井事務所

平成29年 7月25日 発行 千代田区飯田橋 3-11-19 ウメビル5F TEL 03-3230-4600

FAX 03-3230-4609

8月1日から雇用保険の基本手当日額(最大430円増額)等が見直されます

任人口妬	基本手当日額					
賃金日額	~29 歳	30~44 歳	45~59 歳	60~64 歳	65 歳~	
		下『	艮 額			
2470	1976					
2500	2000					
3000	$\frac{2}{2400}$					
3500	2800					
4000		3200				
4500	3600					
4940			3952			
5000		3987		3982	3987	
5500		4271		4219	4271	
6000		4535		4427	4535	
6500	4777			4606	4777	
7000	4999			4718	4999	
7500	5200			4743	5200	
8000	5380			4768	5380	
8500	5539			4793	5539	
9000	5677			4818	5677	
9500	5795			4843	5795	
10000	5891			4868	5891	
10500	5967			4893	5967	
11000	6022			4950	6022	
11500	6056			5175	6056	
12000	6070			5400	6070	
12500	6250			5625	6250	
13420	6710			6039	6710	
13500	上限額	上限額 6750		6075	上限額	
14000	7000		6300			
14500		7250		6525		
14910		7455		6709		
15000		上限額 7500		6750		
15650		7825		7042		
16000			8000	上限額	-	
16410			8205			

上限額

上限額

原則として被保険者期間として算定された最後の6か月間の賃金の総額(臨時賃金日額 = に支払われた賃金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われた賞与等を除く)

- 1. 雇用保険に加入しなければならない要件は、次のいずれにも該当する者です
 - ① 31 日以上の雇用見込みがあること
 - ② 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

2.65歳未満で離職した者の所定給付日数

- ① 特定受給資格者(人員整理等の会社都合、倒産、解雇等による離職)
- ② 特定理由離職者 (平成29年3月までに延長されました:期間の定めのある雇用契約期間が満了し、かつ、更新がされないこと等により離職した者)の場合

算定期間	6月未満	6月以上	1年以上	5年以上	10 年以上	20 年以
年齢	0 / 1 / 1 / 1 / 1	1年未満	5 年未満	10 年未満	20 年未満	上
30歳未満			90目	120日	180日	
30 歳以上 35 歳未満	四公		120日	180目	210日	240日
35 歳以上 45 歳未満	受給 できない	90日	150目	180目	240日	270日
45 歳以上 60 歳未満			180日	240日	270日	3 3 0 日
60 歳以上 65 歳未満			150日	180日	210日	240日
障害者等の 45 歳未満	受給	150日		300) 目	
就職困難者 45~64 歳	できない	1504		360) 日	

※離職の日以前1年間に、賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が通算して6か月以上あることが必要

③ 一般受給資格者(自己都合、定年等による離職等)の場合

年齢	算定期間	1年未満	1 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
年齢に	こ関係なく	受給できない	90日	120日	150日
障害者等の	45 歳未満	受給できない		300日	
就職困難者 45~64 歳		文和できない	3 6 0 日		

- ※離職の日以前2年間に、賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12か月以上あることが必要
- ※自己都合退職の場合には3か月間の給付制限期間がありますが、定年等の場合には給付制限期間 はありません

3.65歳以上で離職した者の高年齢求職者給付金

	6月未満	6月以上1年未満	1年以上
高年齡求職者給付金(一時金)	受給できない	30日分	50日分

4. 再就職手当は、基本手当の受給資格がある者が安定した職業に就いた場合に支給残日数が所定給付日数の3分の1以上、かつ45日以上ある一定の要件に該当する場合に支給されます

残日数 2/3 以上	残日数×70%×基本手当日額	※基本手当日額の上限:6,070円
残日数 1/3 以上	残日数×60%×基本手当日額	(60~64 歳:4,914 円)

5. **就業手当**は、基本手当の受給資格がある者が、再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態で就業した場合に基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上あり、一定の要件に該当する場合に就業日数に応じて支給されます

就業日×30%×基本手当日額 | ※1 日当たりの支給額の上限:1821円(60~64歳:1,474円)